

ETCマイレージサービス利用規約(新旧対照表) 令和5年6月1日版

旧(令和5年4月1日)	新(令和5年6月1日)
<p>(定義)</p> <p>第3条 この規約の中で使用する用語は、別段の定めがない限り、以下のように定義します。</p> <p>一 ETCカード <u>四会社との契約によりクレジットカード会社が発行したETCクレジットカード並びに四会社、首都高速道路株式会社及び阪神高速道路株式会社(以下「六会社」といいます。)</u>が発行したETCパーソナルカードをいいます。</p> <p>二～七 (略)</p> <p>八 パスワード <u>マイレージ登録完了時にマイレージ登録者に発行される文字列(ただし、当該マイレージ登録者が第8条第3項及び同条第7項に基づき変更した場合または四会社が第8条第6項に基づき変更した場合は、変更後の文字列)</u>をいいます。</p> <p>九～十一(略)</p> <p>十二 ポイント 第10条第1項から第3項までの規定によりマイレージ登録者に付与されるポイントをいいます。</p> <p>十三 還元額 管理者の管理する有料道路の通行料金の支払に利用できるものとして、<u>第12条第1項又は第13条</u>の規定によりマイレージ登録者に付与される額をいいます。</p> <p>十四 (略)</p>	<p>(定義)</p> <p>第3条 この規約の中で使用する用語は、別段の定めがない限り、以下のように定義します。</p> <p>一 ETCカード <u>クレジットカード会社が発行したETCクレジットカード並びに四会社、首都高速道路株式会社及び阪神高速道路株式会社(以下「六会社」といいます。)</u>が発行したETCパーソナルカードをいいます。</p> <p>二～七 (略)</p> <p>八 パスワード <u>マイレージ登録時にマイレージ登録申込者が設定する文字列(ただし、当該マイレージ登録者が第7条第3項及び同条第7項に基づき変更した場合または四会社が第7条第6項に基づき変更した場合は、変更後の文字列)</u>をいいます。</p> <p>九～十一(略)</p> <p>十二 ポイント 第9条第1項から第3項までの規定によりマイレージ登録者に付与されるポイントをいいます。</p> <p>十三 還元額 管理者の管理する有料道路の通行料金の支払に利用できるものとして、<u>第11条第1項又は第12条</u>の規定によりマイレージ登録者に付与される額をいいます。</p> <p>十四 (略)</p> <p><u>十五 ホームページ 四会社の管理するETCマイレージサービスのホームページをいいます。</u></p> <p><u>十六 マイページ マイレージ登録者がホームページからログインすることにより利用できる、マイレージ登録者専用のページをいいます。</u></p>
<p>(マイレージ登録)</p> <p>第4条 <u>マイレージ登録申込者は、この規約に定める事項を承諾の上、インターネット又は郵送によりETCカードのマイレージ登録を四会社に申し込んでください。</u></p> <p>2～3 (略)</p> <p>4 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げるETCカードは、前項の登録申込カードによるマイレージ登録のほか、同一のETC車載器に対して3枚までマイレージ登録を行うことができます。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 発行カード会社等が、一の契約によりクレジットカードの契約者が一体として支払を行うものとして同居の親族に対して家族カード等の名称で発行したETCカード(以下「<u>家族カード</u>」<u>と</u>いいます。)</p> <p>三 (略)</p> <p>5 (略)</p>	<p>(マイレージ登録)</p> <p>第4条 <u>マイレージ登録申込者は、この規約に定める事項を承諾の上、インターネットによりETCカードのマイレージ登録を四会社に申し込んでください。</u></p> <p>2～3 (略)</p> <p>4 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げるETCカードは、前項の登録申込カードによるマイレージ登録のほか、同一のETC車載器に対して3枚までマイレージ登録を行うことができます。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 発行カード会社等が、一の契約によりクレジットカードの契約者が一体として支払を行うものとして同居の親族に対して家族カード等の名称で発行したETCカード</p> <p>三 (略)</p> <p>5 (略)</p>
<p>(インターネットによる登録申込み)</p> <p>第5条 <u>インターネットによるマイレージ登録の申込みは、マイレージ登録申込者が有効な電子メールアドレスを保有する場合に限り行うことができます。</u></p> <p>2 <u>インターネットによるマイレージ登録の申込みは、四会社が指定する方法により登録事項の入力を行い、送信して行ってください。登録事項の入力が正しく行われていない申込み(有効な電子メールアドレスの記載がない申込みを含みます。)</u>は受け付けられません。</p>	<p>(登録申込み)</p> <p>第5条 <u>マイレージ登録の申込みは、マイレージ登録申込者が有効な電子メールアドレスを保有する場合に限り行うことができます。</u></p> <p>2 <u>マイレージ登録の申込みは、ホームページから登録事項の入力を行い、送信して行ってください。登録事項の入力が正しく行われていない申込み(有効な電子メールアドレスの記載がない申込みを含みます。)</u>は受け付けられません。</p>

	<p>3 四会社が電子メールを送信できなかったマイレージ登録者、及び令和5年5月31日以前に登録を行ったマイレージ登録者のうち、電子メールアドレスの登録が完了していないマイレージ登録者は、ホームページから有効な電子メールアドレスを入力し、送信して登録を行ってください。有効な電子メールアドレスの登録がない場合、マイページを利用できません。</p>						
<p>(郵送による登録申込み)  第6条 郵送によるマイレージ登録の申込みは、四会社が指定する申込書に登録事項を記入し、所要の切手を貼付の上、郵送して行ってください。申込書の記入が正しく行われなかったり、汚損等がある場合には、申込みが受け付けられないことがあります。  2 登録できない申込みには、四会社からマイレージ登録申込者にその旨を通知します。  3 登録の可否を問わず、四会社は申込書を返却しません。</p>	<p>削除</p>						
<p>(マイレージ登録の拒絶等)  第7条 マイレージ登録の申込みが次の各号のいずれかに該当するときは登録できません。  一～二 (略)  三 第20条第1号から第3号まで及び第7号から第12号までのいずれかに該当するマイレージ登録申込者が申し込んだとき(ただし、同条第8号に該当する場合は通行料金を免れ又は免れようとした日から3年を、第10号に該当する場合は割引停止又は利用停止が終了する日を、第11号に該当する場合は契約者資格の取消しを受けた日から3年を経過したときを除きます。)  四 マイレージ登録申込者が第20条各号のいずれかに該当することによりマイレージ登録を抹消された者である場合において、当該抹消の日から3年(同条第1号から第3号までに掲げる場合にあつては1年、第10号に掲げる場合にあつては当該抹消の事由となった割引停止又は利用停止が終了する日)を経過しないとき  五～六 (略)  2 (略)</p>	<p>(マイレージ登録の拒絶等)  第6条 マイレージ登録の申込みが次の各号のいずれかに該当するときは登録できません。  一～二 (略)  三 第19条第1号から第3号まで及び第7号から第12号までのいずれかに該当するマイレージ登録申込者が申し込んだとき(ただし、同条第8号に該当する場合は通行料金を免れ又は免れようとした日から3年を、第10号に該当する場合は割引停止又は利用停止が終了する日を、第11号に該当する場合は契約者資格の取消しを受けた日から3年を経過したときを除きます。)  四 マイレージ登録申込者が第19条各号のいずれかに該当することによりマイレージ登録を抹消された者である場合において、当該抹消の日から3年(同条第1号から第3号までに掲げる場合にあつては1年、第10号に掲げる場合にあつては当該抹消の事由となった割引停止又は利用停止が終了する日)を経過しないとき  五～六 (略)  2 (略)</p>						
<p>(マイレージ登録の通知等)  第8条 四会社は、マイレージ登録を完了したときは、マイレージ登録者に対し、マイレージID及びパスワードを発行するとともに、当該マイレージID及びパスワードその他の登録事項を、申込方法に応じて次表に掲げる方法により通知します。</p> <table border="1" data-bbox="314 1419 1466 1587"> <thead> <tr> <th>申込方法</th> <th>通知方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>インターネット</td> <td>マイレージ登録されている電子メールアドレスへの電子メール送信</td> </tr> <tr> <td>郵送</td> <td>マイレージ登録されている住所への書面の送付</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 マイレージ登録者は、前項の通知に記載された登録事項に誤りがある場合には、速やかに四会社に申し出てください。  3～5 (略)  6 四会社は、システム管理の必要から、マイレージ登録者のパスワードを変更することがあります。変更したパスワードは、マイレージ登録者に応じて次表に掲げる方法により通知します。</p>	申込方法	通知方法	インターネット	マイレージ登録されている電子メールアドレスへの電子メール送信	郵送	マイレージ登録されている住所への書面の送付	<p>(マイレージ登録の通知等)  第7条 四会社は、マイレージ登録を完了したときは、マイレージ登録者に対し、マイレージID及びパスワードを発行するとともに、マイレージ登録されている電子メールアドレスへの電子メール送信により当該マイレージIDを通知します。</p> <p>(表の削除)</p> <p>2 マイレージ登録者は、登録完了後にマイページに表示される登録事項に誤りがある場合には、速やかに四会社に申し出てください。  3～5 (略)  6 四会社は、システム管理の必要から、マイレージ登録者のパスワードを変更することがあります。変更したパスワードは、マイレージ登録者に応じて次表に掲げる方法により通知します。</p>
申込方法	通知方法						
インターネット	マイレージ登録されている電子メールアドレスへの電子メール送信						
郵送	マイレージ登録されている住所への書面の送付						

<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th style="width: 70%;">マイレージ登録者</th> <th style="width: 30%;">通知方法</th> </tr> <tr> <td>電子メールアドレスをマイレージ登録しているマイレージ登録者</td> <td>電子メール</td> </tr> <tr> <td>上記登録者のうち、四会社が電子メールを送信できなかったマイレージ登録者</td> <td rowspan="2">郵送</td> </tr> <tr> <td>電子メールアドレスをマイレージ登録していないマイレージ登録者</td> </tr> </table> <p>7～8（略）</p>	マイレージ登録者	通知方法	電子メールアドレスをマイレージ登録しているマイレージ登録者	電子メール	上記登録者のうち、四会社が電子メールを送信できなかったマイレージ登録者	郵送	電子メールアドレスをマイレージ登録していないマイレージ登録者	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th style="width: 70%;">マイレージ登録者</th> <th style="width: 30%;">通知方法</th> </tr> <tr> <td>電子メールアドレスの登録が完了しているマイレージ登録者</td> <td>電子メール</td> </tr> <tr> <td>上記登録者のうち、四会社が電子メールを送信できなかったマイレージ登録者</td> <td rowspan="2">郵送</td> </tr> <tr> <td>電子メールアドレスの登録が完了していないマイレージ登録者</td> </tr> </table> <p>7～8（略）</p>	マイレージ登録者	通知方法	電子メールアドレスの登録が完了しているマイレージ登録者	電子メール	上記登録者のうち、四会社が電子メールを送信できなかったマイレージ登録者	郵送	電子メールアドレスの登録が完了していないマイレージ登録者
マイレージ登録者	通知方法														
電子メールアドレスをマイレージ登録しているマイレージ登録者	電子メール														
上記登録者のうち、四会社が電子メールを送信できなかったマイレージ登録者	郵送														
電子メールアドレスをマイレージ登録していないマイレージ登録者															
マイレージ登録者	通知方法														
電子メールアドレスの登録が完了しているマイレージ登録者	電子メール														
上記登録者のうち、四会社が電子メールを送信できなかったマイレージ登録者	郵送														
電子メールアドレスの登録が完了していないマイレージ登録者															
<p>（マイレージ管理口座の設定） 第9条（略）</p>	<p>（マイレージ管理口座の設定） 第8条（略）</p>														
<p>（ポイントの付与） 第10条（略）</p>	<p>（ポイントの付与） 第9条（略）</p>														
<p>（ポイントの有効期間） 第11条（略）</p>	<p>（ポイントの有効期間） 第10条（略）</p>														
<p>（ポイントの交換等） 第12条（略）</p>	<p>（ポイントの交換等） 第11条（略）</p>														
<p>（還元額の付与） 第13条（略）</p>	<p>（還元額の付与） 第12条（略）</p>														
<p>（還元額の管理等） 第14条（略）</p>	<p>（還元額の管理等） 第13条（略）</p>														
<p>（ポイントの照会等） 第15条 マイレージ登録者は、インターネット、自動音声ダイヤル又は電話によりマイレージ管理口座に計上されたポイント又は還元額を四会社に照会することができます。</p> <p>2 四会社は、マイレージ登録者がポイント残高のお知らせを希望する旨届け出ている場合は、ETC マイレージサービスのホームページにおいて周知する通知内容について、マイレージ登録者に応じて次表に掲げる方法により通知します。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">マイレージ登録者</th> <th style="width: 30%;">通知方法</th> <th style="width: 40%;">備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>電子メールアドレスをマイレージ登録しているマイレージ登録者</td> <td>マイレージ登録されている電子メールアドレスへの電子メール送信</td> <td>ただし、令和4年5月以前に郵送通知を希望していたマイレージ登録者へはマイレージ登録されている住所への書面を送付します。</td> </tr> </tbody> </table>	マイレージ登録者	通知方法	備考	電子メールアドレスをマイレージ登録しているマイレージ登録者	マイレージ登録されている電子メールアドレスへの電子メール送信	ただし、令和4年5月以前に郵送通知を希望していたマイレージ登録者へはマイレージ登録されている住所への書面を送付します。	<p>（ポイントの照会等） 第14条 マイレージ登録者は、インターネット、自動音声ダイヤル又は電話によりマイレージ管理口座に計上されたポイント又は還元額を四会社に照会することができます。</p> <p>2 四会社は、マイレージ登録者がポイント残高のお知らせを希望する旨届け出ている場合は、ホームページにおいて周知する通知内容について、次表に掲げる方法により通知します。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">通知方法</th> <th style="width: 50%;">備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>マイレージ登録されている電子メールアドレスへの電子メール送信</td> <td></td> </tr> <tr> <td>マイレージ登録されている住所への書面の送付</td> <td>ただし、マイレージ登録されている住所への書面送付は、令和4年5月31日以前に郵送通知を希望する旨届け出ているマイレージ登録者に限ります。</td> </tr> </tbody> </table>	通知方法	備考	マイレージ登録されている電子メールアドレスへの電子メール送信		マイレージ登録されている住所への書面の送付	ただし、マイレージ登録されている住所への書面送付は、令和4年5月31日以前に郵送通知を希望する旨届け出ているマイレージ登録者に限ります。		
マイレージ登録者	通知方法	備考													
電子メールアドレスをマイレージ登録しているマイレージ登録者	マイレージ登録されている電子メールアドレスへの電子メール送信	ただし、令和4年5月以前に郵送通知を希望していたマイレージ登録者へはマイレージ登録されている住所への書面を送付します。													
通知方法	備考														
マイレージ登録されている電子メールアドレスへの電子メール送信															
マイレージ登録されている住所への書面の送付	ただし、マイレージ登録されている住所への書面送付は、令和4年5月31日以前に郵送通知を希望する旨届け出ているマイレージ登録者に限ります。														

電子メールアドレスをマイレージ登録していないマイレージ登録者	マイレージ登録されている住所への書面の送付									
<p>(利用停止)</p> <p>第16条</p> <p>1～2 (略)</p> <p>3 前2項の規定により、ETCマイレージサービスの利用を停止した場合、マイレージ登録者は第8条第3項、第10条、第12条から第14条まで、第17条及び第21条に定めるサービスを受けることができません。(ただし、第21条第5項の場合であって、電話又は所定の書面により届出がされたときを除きます。)</p> <p>4～6 (略)</p>		<p>(利用停止)</p> <p>第15条</p> <p>1～2 (略)</p> <p>3 前2項の規定により、ETCマイレージサービスの利用を停止した場合、マイレージ登録者は第7条第3項、第9条、第11条から第13条まで、第16条及び第20条に定めるサービスを受けることができません。(ただし、第20条第5項の場合であって、電話又は所定の書面により届出がされたときを除きます。)</p> <p>4～6 (略)</p>								
<p>(登録カードの変更)</p> <p>第17条 (略)</p>		<p>(登録カードの変更)</p> <p>第16条 (略)</p>								
<p>(解約)</p> <p>第18条 (略)</p>		<p>(解約)</p> <p>第17条 (略)</p>								
<p>(マイレージ登録の取消し)</p> <p>第19条</p> <p>四会社は、マイレージ登録者のマイレージ管理口座に計上されたポイントの累計数及び還元額が730日間増減しなかったときは、マイレージ登録者に予告することなく当該マイレージ登録を取り消すことができます。この場合において、四会社は登録取消し完了の通知を行いません。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第1項に規定する増減は、第10条第3項のポイントの付与、第11条第3項のポイントの消滅又は第13条第2項の還元額の付与による増減を除きます。</p>		<p>(マイレージ登録の取消し)</p> <p>第18条</p> <p>四会社は、マイレージ登録者のマイレージ管理口座に計上されたポイントの累計数及び還元額が730日間増減しなかったときは、マイレージ登録者に予告することなく当該マイレージ登録を取り消すことができます。この場合において、四会社は登録取消し完了の通知を行いません。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第1項に規定する増減は、第9条第3項のポイントの付与、第10条第3項のポイントの消滅又は第12条第2項の還元額の付与による増減を除きます。</p>								
<p>(マイレージ登録の抹消等)</p> <p>第20条</p> <p>四会社は、マイレージ登録者が次の各号のいずれかに該当するときは、マイレージ登録者に通知することなく、マイレージ登録を抹消します。この場合において、ポイント及び還元額も消滅します。</p> <p>一 第4条によりマイレージ登録した際に申し出た車載器管理番号又は第21条により変更を届け出た車載器管理番号によって特定されるETC車載器を正当に保有しないことが判明したとき～七 (略)</p> <p>二～十二 (略)</p>		<p>(マイレージ登録の抹消等)</p> <p>第19条</p> <p>四会社は、マイレージ登録者が次の各号のいずれかに該当するときは、マイレージ登録者に通知することなく、マイレージ登録を抹消します。この場合において、ポイント及び還元額も消滅します。</p> <p>一 第4条によりマイレージ登録した際に申し出た車載器管理番号又は第20条により変更を届け出た車載器管理番号によって特定されるETC車載器を正当に保有しないことが判明したとき</p> <p>二～十二 (略)</p>								
<p>(届出事項の変更等)</p> <p>第21条</p> <p>マイレージ登録者は、次表に掲げる届出事項に変更があった場合は、次表に掲げる届出方法により、速やかに四会社に届け出てください。</p>		<p>(届出事項の変更等)</p> <p>第20条</p> <p>マイレージ登録者は、次表に掲げる届出事項に変更があった場合は、次表に掲げる届出方法により、速やかに四会社に届け出てください。</p>								
<table border="1" style="width:100%; text-align:center;"> <tr> <td style="width:33%;">届出事項</td> <td style="width:33%;">届出方法</td> <td style="width:33%;">備考</td> </tr> </table>		届出事項	届出方法	備考	<table border="1" style="width:100%; text-align:center;"> <tr> <td style="width:33%;">届出事項</td> <td style="width:33%;">届出方法</td> <td style="width:33%;">備考</td> </tr> </table>			届出事項	届出方法	備考
届出事項	届出方法	備考								
届出事項	届出方法	備考								

氏名	所定の書面 (氏名変更を証する書面を添付してください。)	婚姻、養子縁組等法律上氏名の変更があった場合に限りです。
生年月日	所定の書面(生年月日の変更(訂正)を証する書面を添付してください。)	法人の場合、創立記念日等
住所	インターネット、電話又は所定の書面	
電話番号	インターネット、電話又は所定の書面	
ETC車載器情報(ETC車載器管理番号)	インターネット、電話又は所定の書面	
ETC車載器情報(車両番号)	インターネット、電話又は所定の書面	
登録カードの有効期限	インターネット、電話又は所定の書面	
電子メールアドレス	インターネット	
お知らせメールの希望の有無	インターネット	
ポイント残高のお知らせ(第15条第2項の通知をいいます。)の希望の有無	インターネット、電話又は所定の書面	インターネット又は電話による届出は「通知を希望しない」又は「電子メールにて通知」への変更に限りです。 また、所定の書面による届出は、郵送通知を「希望しない」に変更する場合に限りです。
自動還元サービスの希望の有無	インターネット、自動音声ダイヤル、電話又は所定の書面	

2～5 (略)

(発行クレジットカード会社による手続き)

第22条

発行クレジットカード会社は、マイレージ登録申込者又はマイレージ登録者からの同意を得て、第5条、第6条、第12条第1項、第17条第1項、第21条第1項に定める手続きを、四会社に対して申し込むことができます。

2～3 (略)

(譲渡等の禁止)

氏名	所定の書面 (氏名変更を証する書面を添付してください。)	婚姻、養子縁組等法律上氏名の変更があった場合に限りです。
生年月日	所定の書面(生年月日の変更(訂正)を証する書面を添付してください。)	法人の場合、創立記念日等
住所	インターネット、電話又は所定の書面	
電話番号	インターネット、電話又は所定の書面	
ETC車載器情報(ETC車載器管理番号)	インターネット、電話又は所定の書面	
ETC車載器情報(車両番号)	インターネット、電話又は所定の書面	
登録カードの有効期限	インターネット、電話又は所定の書面	
電子メールアドレス	インターネット	
お知らせメールの希望の有無	インターネット	
ポイント残高のお知らせ(第14条第2項の通知をいいます。)の希望の有無	インターネット、電話又は所定の書面	インターネット又は電話による届出は「通知を希望しない」又は「電子メールにて通知」への変更に限りです。 また、所定の書面による届出は、郵送通知を「希望しない」に変更する場合に限りです。
自動還元サービスの希望の有無	インターネット、自動音声ダイヤル、電話又は所定の書面	

2～5 (略)

(発行クレジットカード会社による手続き)

第21条

発行クレジットカード会社は、マイレージ登録申込者又はマイレージ登録者からの同意を得て、第5条、第11条第1項、第16条第1項、第20条第1項に定める手続きを、四会社に対して申し込むことができます。

2～3 (略)

(譲渡等の禁止)

第23条（略）	第22条（略）
（ETCマイレージサービスに係る通信費用等）	（ETCマイレージサービスに係る通信費用等）
第24条（略）	第23条（略）
（販売促進用資料等の送付）	（販売促進用資料等の送付）
第25条（略）	第24条（略）
（個人情報の保護）	（個人情報の保護）
第26条（略）	第25条（略）
（免責事項）	（免責事項）
第27条（略）	第26条（略）
（規約の変更）	（規約の変更）
第28条（略）	第27条（略）
（ETCマイレージサービスの終了）	（ETCマイレージサービスの終了）
第29条（略）	第28条（略）
（運営者の変更）	（運営者の変更）
第30条（略）	第29条（略）
（取扱窓口）	（取扱窓口）
第31条（略）	第30条（略）
（準拠法）	（準拠法）
第32条（略）	第31条（略）
（合意管轄裁判所）	（合意管轄裁判所）
第33条（略）	第32条（略）
（本人確認）	（本人確認）
第34条（略）	第33条（略）
（その他）	（その他）
第35条（略）	第34条（略）
附 則	附 則
（実施期日）	（実施期日）
1 この規約は、令和5年4月1日から実施します。	1 この規約は、令和5年6月1日から実施します。

ETCマイレージサービス プライバシーポリシー(新旧対照表) 令和5年6月1日版

旧(令和5年4月1日)	新(令和5年6月1日)
<p>(2)個人情報の収集</p> <p>運営者は、ETCマイレージサービスをお客様に提供するために、ETCマイレージサービスのホームページ及びマイレージ登録申込み書等で、氏名、生年月日、住所、電話番号、車載器情報、ETCカード番号、電子メールアドレスなど、ETCマイレージサービスを提供するために必要最小限の個人情報を収集いたします。</p>	<p>(2)個人情報の収集</p> <p>運営者は、ETCマイレージサービスをお客様に提供するために、ETCマイレージサービスのホームページ等で、氏名、生年月日、住所、電話番号、車載器情報、ETCカード番号、電子メールアドレスなど、ETCマイレージサービスを提供するために必要最小限の個人情報を収集いたします。</p>